

北海道防災会議
原子力防災対策部会有識者専門委員会

会 議 録

日 時：2021年10月11日（月）午後2時開会
場 所：オンラインによる開催（Zoomを使用）

1. 開 会

【事務局（鳥井課長）】 ただいまから、北海道防災会議原子力防災対策部会有識者専門委員会を開催いたします。

初めに、北海道原子力安全対担当局長の猪口より、開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

【猪口局長】 北海道庁で原子力防災対策を担当しております猪口と申します。よろしくお願いいたします。

北海道防災会議原子力防災対策部会有識者専門委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当会議にご出席をいただき、また、日頃から道の様々な取組に対しご理解、ご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

本日は、引き続き委員をお引き受けいただいた小崎委員、畠中委員、そして、新たに5名の委員にご就任いただきまして初めての委員会でございます。

本来は、皆様とお目にかかり、皆様方もご一堂に会して会議を開催したかったところですが、感染症の状況もなかなか楽観できない状態のため、このような形の開催となりご不便をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、泊発電所は現在稼働しておりません。しかし、使用済み核燃料などが現に貯蔵されておりますことから、道庁では、これまで、委員の皆様方のお力をお借りしながら、防災計画の整備や防災訓練の実施などの防災対策を進めてきたところでございます。

泊発電所の周辺地域も含め道内は冬季の暴風雪もありますし、近年では自然災害の激甚化、さらには、先ほどもお話ししましたとおり、新型コロナウイルスという新たなリスクも直面するなど、沢山の課題がございます。

言うまでもありませんが、道の使命といたしましては、道庁だけではなくて、国や市町村と一緒に住民の皆様方の生命や財産を守ることでございますので、そういった意味では、防災計画や実際の訓練が非常に重要になってきます。

そういう意味で、原子力防災対策をさらに充実強化していきたいと私どもは考えておりますので、ぜひ、委員の皆様におかれましては、それぞれご専門の分野から、アドバイス、時には叱咤激励などをいただければと思っております開催している会議でございます。

本日の会議も含めまして、何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局（鳥井課長）】 続きまして、配付させていただいております資料の確認をいたします。

資料1-1から1-4まで、原子力防災総合訓練についての概要版と実施要綱、訓練の進行時間、訓練フロー、それから、資料2-1と2-2ですが、原子力防災計画の修正案の概要につきまして、概要と新旧対照表がございます。

議事に入ります前に、事務局よりご報告いたします。

本日の会議には、泊原子力規制事務所から柿崎原子力防災専門官にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

また、本委員会の運営についてでございますが、委員の皆様には、今年度の7月から2年間の任期といたしまして委員の就任をお願いしたところでございます。

ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、ご再任いただきました委員としまして、北海道大学大学院工学研究院教授でいらっしやいます小崎委員です。

同じく再任の札幌医科大学医学部放射線診断学教授でいらっしやいます畠中委員です。

続いて、新たに委員にご就任いただきました先生方をご紹介します。

北海道消防学校講師でいらっしやいます葛西委員です。

北海道医療大学薬学部准教授でいらっしやいます北浦委員です。

北海道大学大学院アイソトープ総合センター教授でいらっしやいます久下委員です。

北海道教育大学名誉教授でいらっしやいます佐々木貴子委員です。

最後に、北海道大学大学院理学研究院准教授でいらっしやいます佐々木克徳委員です。

本日、新体制となりまして初めての有識者委員会となりますので、まず、座長を選出いただくこととなります。

委員の皆様特にご異存がなければ、事務局といたしましては、引き続き小崎委員に座長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【事務局(鳥井課長)】 特にご異議ないようですので、小崎委員、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行については、小崎座長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

【小崎座長】 小崎でございます。

議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただければと思います。

まず、議題(1)令和3年度北海道原子力防災訓練について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局(木村主任)】 原子力安全対策課の木村と申します。

訓練に関して説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。

令和3年度北海道原子力防災総合訓練についてという資料になりますが、こちらは訓練の骨子となっております。

まず、1の訓練の目的につきましては、例年同様になりますが、防災関係機関が協力し

て原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚、それから、防災対策に関する理解促進を図ることを目的としております。

2の主催につきましては、こちらも例年同様、北海道及び後志管内の13町村となっております。

実施日時は、今月の10月28日の8時半から14時半を目途に、1日間で実施いたします。

参加機関は、記載のとおりです。

5の訓練想定ですが、今年度の訓練においては、新型コロナウイルス感染症流行下において、後志地方が台風による暴風雨に見舞われる中、同時に泊発電所3号機において何らかの原因により設備故障が発生し、原子炉の冷却不能となることによって原子力災害が発生していく、そういった状況を設定しております。

6の訓練内容の主なものとしまして、まず(1)の意思決定訓練の一つ目、オフサイトセンター運営訓練についてですが、共和町にある北海道原子力防災センターという施設に、国、道、自治体、実働機関など関係する要員が参集し、そこでそれぞれ連携して避難のための防護措置の検討、調整などの訓練を行う予定としています。

あわせて、災害対策本部運営訓練としまして、道庁及び13町村において災害対策本部を設置・運営する訓練も実施いたします。

続いて、(2)実動訓練についてです。

まず、今年度の訓練につきましては、注意書きにあるとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、住民参加による避難訓練は中止とさせていただき、防災関係機関による対応手順の確認を行うこととしております。

訓練の項目については次の表にあるとおりですが、まず、住民避難訓練につきまして、今年度、住民参加は中止とさせていただくところですが、代わりに役場職員などを住民に見立てて防災関係機関による避難手順の確認を実施いたします。

今年度の訓練の避難対象町村につきましては、まず、5キロ圏は例年どおり泊村、共和町、5から30キロ圏のUPZにつきましては、共和町、倶知安町、仁木町、赤井川村が避難対象町村となっておりますので、これらの町村において、役場職員等を住民に見立てた避難手順、バス避難等を行うこととしております。

あわせて、次の項目ですが、孤立地区等を想定した避難訓練を2か所設定しております。

まず、1か所目が倶知安町内で、浸水被害などの関係で自衛隊によるヘリの救出・救助訓練を行います。もう1か所が仁木町の銀山地区で、自衛隊の装甲車による救出・救助訓練を行う予定としております。

続いて、台風に伴う避難所の開設訓練については、倶知安町役場において、総合体育館を活用して、避難所のレイアウト開設などの手順確認を行うこととしております。

次の要配慮者等避難訓練につきましては、各町村において、社会福祉施設や学校などへ通報連絡を行う予定としており、あわせて、在宅要配慮者の放射線防護施設への屋内退避

訓練も予定しております。

次に、避難経路緊急迂回誘導訓練については、避難経路が通行不可となった場合を想定した迂回路への緊急交通誘導訓練ですが、こちらは今年度初めての取組となっております、ブラインド方式による実施を予定しております。

例年の訓練の場合、避難車両については、あらかじめ定められた経路を通行して移動することとなるのですが、今年度の訓練につきましては、あらかじめ定めた避難経路が、当日、急遽使えなくなるといった状況を設定し、それに基づいてその場で当日関係機関が調整して、迂回路を設定し、その迂回路を使って避難するように、バス車両、役場などの関係機関に対して指示を出し、あわせて、北海道警察に協力いただき、当日、実際に迂回ポイントに警官を配備し、当日の対応としてブラインド方式で避難経路を変えるといった新たな訓練の実施を予定しております。

続いて、電力供給訓練ですが、赤井川村において停電地区が発生したことを想定しまして、北海道電力の関連会社に協力を依頼し、発電機車による地域の電力供給を行うといった訓練になっています。

続いて、原子力災害医療活動訓練ですが、こちらは避難退域時検査及び簡易除染をキロロゾートで実施する予定です。原子力災害時においては、放射性物質放出後の避難を行う場合に、30キロ圏外に出る前に、30キロ圏付近で住民と車両等の放射性物質が付着しているかどうかの検査を行うこととしておりますので、こちらも役場職員等を住民に見立てて訓練を実施する予定です。

続いて、緊急時環境放射線モニタリング訓練ですが、こちらは30キロ圏内重点対策区域内の放射線量を測定するモニタリングという活動を行う予定としております。

最後の7の課題の整理等ですが、訓練参加機関に対する事後調査を通じて評価を行い、原子力防災対策の充実に向けた課題等を把握、整理することとしています。

次に、訓練の様子を動画にし、ホームページ上で公開するというのも予定しております。今年度、地域住民の参加はなくなったのですが、動画を公開することにより、住民の方への防災対策に関する理解促進を訓練実施後に行いたいと思っております。

最後に、訓練当日である10月28日が新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の期間などに該当するような場合は、訓練全体の中止を改めて検討することを考えております。

資料1-1につきましては以上です。

引き続き、資料1-2をご覧ください。

こちらは、訓練の実施要綱となっておりますが、内容は、関係する機関に照会の上、既に決定しておりまして、ホームページ上で公開しているものとなっております。

1ページ目から4ページ目につきましては、先ほどの骨子に載せていた訓練の目的、日時、主催などに併せて、参加協力機関なども同じように記載しております。

5ページ目をご覧ください。

7の訓練想定ですが、こちらも先ほどの骨子に載っている想定に基づいて、その下にタ

タイムラインの表を載せております。

こちらの表については、別の資料で改めて説明いたしますので、省略させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。

8の訓練内容としまして、重点活動項目ということで、こちら先ほどの骨子に載せた各訓練の項目を記載しております、項目ごとにどのようなことをやるかという内容を記載しております。

次に、10ページをご覧ください。

9の訓練における感染対策としまして、訓練は、以下の新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で実施するとしております。

訓練当日の2週間前から健康観察を行い、健康観察の結果、発熱、体調不良、新型コロナウイルスの陽性者と接触した可能性がある場合は訓練不参加としております。あわせて、訓練当日も体調確認を行い、異常がある場合は訓練不参加としております。

そのほか、訓練参加者に対しては、不織布マスクの着用を徹底させていただき、各訓練実施場所では、アルコール消毒、検温などを徹底することとしております。

いずれにしても、体調面で異常がある場合については訓練の参加を取りやめていただくといった対策を取ることとしております。

続いて、10の訓練の中止につきましては、例年と考え方は変わらないのですが、道内において災害等の大規模な被害が発生するおそれがある場合、また、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては訓練を中止することとしております。

訓練の実施要綱については、以上となります。

引き続き、資料1-3をご覧ください。

訓練当日の進捗時間となっております。

訓練タイムラインが幾つか想定時間などに分かれておまして、まず、上段のグレーに色を塗り潰しているところにつきましては、訓練開始前の想定の状態設定になっております。

まず、10月27日から28日にかけて、台風が発生し、それに伴う被害も起きているという状況から想定が始まっております。

その後、10月28日の4時に原子力災害として警戒事態の発生通報が電力会社から来まして、原子力災害につながっていくこととしております。

その後、10月28日の6時に、事態が進展し、施設敷地緊急事態の発生通報が来て、その段階で5キロ圏、泊村、共和町の住民のうち、要配慮者の避難開始の要請が出されることとなります。ただ、今回の訓練では、台風に伴う被害が発生していることから、安全面を考慮し、天候が回復するまでは要配慮者の方は屋内退避を実施していただくという状況にしてあります。

その後、8時にはオフサイトセンターの要員のオフサイトセンターへの参集が完了し、

10月28日の8時半から訓練開始とさせていただきます。

訓練開始後、9時20分に大雨暴風警報が解除となりますので、先ほどの説明で申し上げた5キロ圏の要配慮者については、屋内退避が終了して避難が開始可能となるような状況にしております。

9時半に、また事態が進み、全面緊急事態という段階になり、9時45分に内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が出され、5キロ圏の全住民に対して避難指示が出されます。5から30キロ圏のUPZ住民に対しては屋内退避の指示が出ていくことになります。

その後、5キロ圏の一般住民の避難が開始されますので、その状況を確認して、10時45分に一旦訓練中断となります。

訓練中断中につきましては、丸2日間、時間をスキップするという状況を設定しております。その2日間の間にまた原子力災害が進展し、放射性物質の放出と、放出は収束するのですが、放出に伴って放射線量が高くなる地域が出てきますので、一時移転対象地域ということで、1週間以内に30キロ圏外へ避難する地域が決定されます。今年度の訓練につきましては、骨子で述べたとおり、共和町、俱知安町、仁木町、赤井川村が一時移転の対象地域となっていきます。

スキップ中に一時移転の対象地域が決まりまして、また訓練再開となるのですけれども、想定日時で言うと10月30日の11時、実際の訓練当日の時間としては10月28日11時から改めて訓練を再開しまして、その後、会議で一時移転の指示が出されまして、一時移転の状況を確認し、オフサイトセンターの機能班活動などを行っていき、14時頃に最後の会議を開いて、その時点の状況を確認し、終わり次第、訓練終了という進行時間になっております。

資料1-3については以上です。

続いて、資料1-4をご覧ください。

こちらは訓練の流れとなっております。意思決定訓練と実動訓練の2枚に分かれています。

意思決定訓練については、先ほど述べた進行時間に沿って、関係機関がどのような対応をするかというものを項目分けして記載しておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、実動訓練のフロー図を見ていただきたいのですが、上のほうに訓練の項目ごとに分けているのですけれども、まず、住民避難訓練につきまして、泊村は、今年度、避難等はまだ検討中ではありますが、要配慮者の屋内退避訓練や集合場所の開設の手順確認などを現在のところ予定しております。そのほか、共和町、俱知安町、仁木町、赤井川村については、今年度、一時移転の対象町村とさせていただいておりますので、役場職員を住民に見立てて、バス避難とか孤立地域のへりによる救助、装甲車による救助、また、避難が開始しましたら、キロリゾートで避難退域時検査を実施するといった訓練を予定しております。

原子力災害医療訓練につきましては、泊発電所で傷病者が発生したと想定して、岩内協会病院までの搬送を実施する予定としております。

電源供給訓練は、先ほど骨子で申し上げた赤井川村生活改善センターの近隣地域への電力供給訓練を実施予定です。

緊急時モニタリング訓練は、先ほど骨子で申し上げたとおりになっております。

その他の訓練としまして、住民広報の訓練とか車両動態管理・情報伝達訓練、これはスマートフォンのアプリを活用した情報共有の訓練になっております。また、道庁の別館地下などで、外国人に対応した訓練としまして、多言語での情報発信を行う訓練を国際交流・協力総合センターなどと連携して実施する予定としております。

資料1－4は以上です。訓練についての私からの説明は以上になります。

【小崎座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事項について、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

今回は初めての委員が多いので、資料だけからだと実際がなかなか分かりにくいところがあるかと思いましたが、いかがでしょうか。

【葛西委員】 今回は、コロナ禍ということで、コロナのこともかなり気にしながらの訓練となるようにお見受けしたのですけれども、事務局にご確認したいのは、基本的にはコロナの対策として2週間ぐらい前から熱などの体調管理を行っていくということになっていきますけれども、訓練後のフォローの体制というか、後から病状が悪くなって、突然、熱が出てきましたという人も出てくる可能性があると思います。訓練後のフォロー体制などに関してはどういう形を取ろうとしているのか、お教えてください。

【事務局（木村主任）】 訓練後につきましても、陽性反応、体調不良などがありましたら、まず道庁の原安課に連絡いただいて、その後、関係機関にお知らせしていくなど、必要な体制を取ることとしております。

【葛西委員】 名簿があるから人は容易に追えるかと思しますので、これで安心して実施できると思います。ありがとうございます。

【小崎座長】 ほかにご質問やご意見はございますか。

私から1点確認ですが、去年は、地震を想定して、地震とコロナと原子力災害という三つが重なった状況ということでしたが。今年は台風となっています。去年と今年で、地震と台風で違う点、あるいは着目しなければいけない点がありましたら、教えてください。

【事務局（木村主任）】 訓練の想定の違いにつきましては、まず、訓練当日の進行時間にも少し記載があったのですが、今年度、台風による被害が出ているところで、訓練開始の状況で施設敷地緊急事態という段階ですけれども、本来であれば、訓練開始前の段階で施設敷地緊急事態としているので、5キロ圏の要配慮者の方々は、地震であれば避難を実施している状況であるのですが、今回は、悪天候で大雨、暴風などが出ているという影響を考慮しまして、まずは安全面を考慮して、いきなり避難するのではなくて、屋内に退避

していただき、その後、台風の影響が回復しましたら、外に出て実際に避難を開始していただくということで、そこが訓練開始の最初の段階になるのですが、そこがまずは去年との大きな違いになるかと思っております。

【小崎座長】 例えば、台風がいる間は動けないので、準備を着々と進めて、台風が移動した後に速やかに避難などを行うということで、その辺の段取りをいかにうまくやるかがポイントであるということがよく分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 それでは、また何かありましたら、最後のほうでご意見、ご質問をいただければと思います。

次の議題に移らせていただきます。

次は、議題（２）北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（齊藤係長）】 私からは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正につきましてご説明させていただきます。

資料につきましては、資料２－１の修正の概要と資料２－２の新旧対照表をご用意しております。資料２－１の概要を主に使ってご説明させていただきます。

まず、資料２－１の修正の概要についてご覧ください。

地域防災計画の修正につきましては、１の修正の趣旨にありますとおり、原子力災害対策特別措置法（原災法）及び原子力災害対策指針の改正や原子力防災訓練の結果等を踏まえ、原子力防災対策及びその計画の充実強化を図るため、所要の改正を行うものです。

今回の修正につきましては、２の主な修正概要にありますとおり、主に３点の修正を予定しております。

１点目は原子力災害対策特別措置法の改正に伴う修正、２点目は原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正、３点目は原子力防災訓練などの道のこれまでの取組を反映したものとしております。

まず、１の原災法の改正に伴う修正としましては、今年５月に国の災害対策基本法において、市町村長から住民に発出される避難情報について、避難勧告または避難指示を避難指示に一本化する改正が行われまして、特別法である原災法につきましても同様の改正が行われたことに伴い、計画の規定を修正するものでございます。

次に、（２）の原子力災害対策指針の改正に伴う修正ですが、泊原発から５キロ圏内、P A Zの住民で施設敷地緊急事態、いわゆるS Eの段階で優先的に避難をする対象とされる施設敷地緊急事態要避難者に関し、要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるという限定条件が今までは付いていたことから、要配慮者である妊婦、授乳婦、乳幼児及びその保護者について、他府県においては、その取扱に差や疑義が生じていたことから、今回、指針において、全ての妊婦等につきましてS E避難の対象とする改正がなされ、そ

れに伴い、今回、道の計画も修正しております。

なお、泊地域につきましては、これまでも全ての妊婦等につきましてS E避難の対象として運用していましたので、実務上、特に変更はございませんが、国の指針が変わったことに伴い、道の計画でも修正したところでございます。

続きまして、(3)観光客等の安全確保に係る規定の新設でございますが、後志地域につきましては、観光客がとて多い地域でありますことから、道では、これまで、観光客の対応を取りまとめたマニュアルの作成や多言語に対応した啓発用の動画の作成など、外国人を含む観光客への安全確保に向けた取組を各種行っており、また、防災訓練においてそれらの検証を進めてきたところでございます。

したがいまして、それらにつきましては、今回、計画の中で整理し、反映させております。

ちなみに、それらの内容につきましては、資料2-2の新旧対照表の2ページの上段部分に、宿泊事業者や関係機関への普及啓発等の観光客の安全確保に向けた取組をまず記載しております。

また、10ページの上段、5の観光客等の安全確保というところに、緊急時の観光客の安全確保に係る防災措置につきましてまとめて記載させていただいております。

今までも計画のいろいろな箇所に記載していたところですが、今回、取組を整理して記載するに当たり、この2か所にまとめて記載する形で修正を行っております。

主な修正の内容につきましては、以上でございます。

資料2-1の概要に戻っていただき、3の今後のスケジュールでございますけれども、本日の委員会の開催結果を踏まえまして、今後、北海道防災会議幹事会に付議いたしまして、11月中旬に開催予定の北海道防災会議においてお諮りし、決定することとなりますので、順次、作業を進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、計画修正の説明については以上となります。よろしく願いいたします。

【小崎座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明をいただきました事項について、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

原災法の改正に伴う必要な修正等であり、観光客等については、従来より随分と丁寧に対応をしてくださっていて、年々、質的なレベルも上がってきたかと思いますが、今回、こういった形で規定の中にもきちんと盛り込んでいただけるということで、今後ますます対応の充実が図られるのではないかと期待しております。

こちらは、こういった方向で進められるということですが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ご説明いただきましたスケジュールに沿って、今後、着実に進めてい

ただければと思います。

では、議題は以上でございますけれども、全体を通してご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 特にないようございましたら、以上をもちまして、本日の有識者専門委員会を終了いたします。

委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお戻しいたします。

3. 閉 会

【事務局（鳥井課長）】 小崎座長、円滑な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご議論をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、有識者専門委員会を閉じさせていただきます。

以 上